

### 米で話題 母から13歳息子へ

「人を騙したり、バカにしたりするために使用してはいけません」。米国の母親が息子のクリスマスプレゼントにスマートフォンを贈る際、独自に作成した「使用契約書」が同国内で話題になっている。子どものインターネット・携帯電話への依存や犯罪被害は日米を問わない。「金言」の数々は、日本の親たちにも参考になりそうだ。(佐藤圭)

この母親は、米東部マサチューセッツ州のジャネル・ホフマンさん。昨年、電話で五人きょうだいの長男グレゴリー君(ミ)に米アップルのスマートフォン「iPhone (アイフォン)」をプレゼントした。

「使用契約書」は十八カ条の規則からなる。「このプレゼントを受理すると同時に、ルールや規則が付いてくる。現代のテクノロジーをうまく活用できる大人に育たなければならぬ」と教え、上で第一条の「この電話は私が買ったもので、話には私が買ったもので、あなたに貸していま

「使用契約書」は十八カ条の規則からなる。家に置いて、散歩に行きなさい」とバーチャル社会にのめり込まないよう指導している。ホフマンさんはクリスマス当日の二十五日、この「使用契約書」を自身に発表。これがニュースブログやテレビに取り上げられた。

# スマホ 18の約束

「だれかを傷つける機械ではない」



THE MOM CONTRACT  
iPhoneをプレゼントするにあたって契約を結んだジャネル・ホフマンさんと長男のグレゴリー君。米ABCテレビから

ブログが評判 賛同の声次々

米国事情に詳しい放送プロデューサーのデーブ・スペクター氏は「米国で話題だ。どのニュースサイトにも出ている。九割以上の人が内容に賛同している」と説明する。

スペクター氏によれば

「米国では、親がペットや中古自動車などを買うと与える代わりに、さまざまな制約条件を付けるのが一般的」。だが、「ここまで凝った『使用契約書』は見ださなことがない」といふ。

日本でも、メールや学校裏サイトによる「ネットいじめ」が社会問題化して久しい。文科省は二〇〇九年、小中学校への携帯電話の持ち込み原則禁止を各自治体に通知している。

ネットが子どもに与える影響を研究している下田博次・群馬大名誉教授と、社会全体に大きな禍根を残す

「子ども任せ」 下田氏は、日本の現状について「ホフマンさんのような賢い母親は、私の知る限り日本にはいない。ネットのことがよく分からないうまま、好き勝手に子どもに使わせている。文科省もネットの危険性を十分理解していない」と嘆いた上で、こう警告する。

「米国では子育ての責任は家庭にあるとの信念のもと、子どもたちのネット・携帯電話利用問題を考えている。日本の親たちが、子どものメディア管理能力を養わないと、社会全体に大きな禍根を残す」

### 母親が13歳の息子に示した契約 (一部抜粋)

- この電話は私が買ったものです
- 学校には持って行けません。面と向かって会話してください
- 人を騙したり、バカにしたりするためにこの機械を使用してはいけません。だれかを傷つけるような会話にも加わってはいけません
- 面と向かって話せないような内容をメールしてはいけません
- ポルノは禁止。もし、なにか知りたいたことがあれば、私かに聞いてください
- 公共の場では電話は切りなさい。特にレストランや映画館
- 大量の写真やビデオを撮らないで。自分自身の体験を大切に。そうした記憶は永遠に残るものよ
- ゲームは言葉合わせ、パズル、脳トレ系を
- 散歩に行きなさい。見知らぬ人に話しかけなさい。グーグル検索をして、自分で思い悩んで
- あなたは守れないでしょう。その時は電話を取り上げる。そして二人で話し合い、やり直しましょう